臨時報告書

- 金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する 内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく報告書

2016年7月1日

王子ホールディングス株式会社

(E00642)

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2016年7月1日

【会社名】 王子ホールディングス株式会社

【英訳名】 Oji Holdings Corporation

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座四丁目7番5号

【電話番号】 (大代表) 03 (3563) 1111

【事務連絡者氏名】 コーポレートガバナンス本部管理部長 若 林 充 央

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座四丁目7番5号

【電話番号】 (大代表) 03 (3563) 1111

【事務連絡者氏名】 コーポレートガバナンス本部管理部長 若 林 充 央

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2016年6月29日開催の当社第92回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2016年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役13名選任の件

取締役として、進藤清貴、矢嶋進、渡良司、渕上一雄、島村元明、青山秀彦、小関良樹、加来正年、木坂隆一、鎌田和彦、磯野裕之、奈良道博及び寺坂信昭を選任する。 奈良道博及び寺坂信昭は、社外取締役候補者である。

第2号議案 会計監査人選任の件

退任会計監査人である新日本有限責任監査法人の後任として、PwCあらた監査法人を選任する。

第3号議案 取締役の報酬等の額改定の件

第4号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」が、原案どおり承認可決されることを条件に、株式報酬型ストック・オプションの新規付与を取りやめることとし、これに伴い、取締役の報酬等の額を2億円減額し、年額7億円以内(うち社外取締役分5千万円以内)と改定する。なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

社外取締役を除く取締役に対し、新たに、第3号議案の取締役の報酬等の限度額である7億円以内 とは別枠で、業績連動型株式報酬制度を導入する。 (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案					
進藤 清貴	724, 593	74, 598	558	90. 01	可決
矢嶋 進	734, 397	64, 792	558	91. 23	可決
渡 良司	791, 081	8,670	0	98. 27	可決
渕上 一雄	791, 065	8,686	0	98. 27	可決
島村 元明	791, 284	8, 467	0	98. 30	可決
青山 秀彦	791, 274	8, 477	0	98. 29	可決
小関 良樹	791, 259	8, 492	0	98. 29	可決
加来 正年	791, 263	8, 488	0	98. 29	可決
木坂 隆一	791, 310	8, 441	0	98. 30	可決
鎌田 和彦	791, 272	8, 479	0	98. 29	可決
磯野 裕之	791, 309	8, 442	0	98. 30	可決
奈良 道博	792, 687	7,064	0	98. 47	可決
寺坂 信昭	792, 749	7,004	0	98. 48	可決
第2号議案	799, 204	546	18	99. 28	可決
第3号議案	787, 335	12, 417	18	97. 80	可決
第4号議案	784, 210	15, 560	0	97. 41	可決

- (注) 各議案の可決要件は次のとおりです。
 - ・第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
 - ・第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主(委任状による出席を含む)から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上